

平成23年度第6回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成24年2月7日（火） 14時00分～15時30分
2. 場 所：総務省 10階 共用10階会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果
(都道府県選挙管理委員会分) について
 - (2) 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（都道府県選挙管理委員会分）
- 資料2 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法
- 資料3 政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（都道府県選挙管理委員会分）
- 資料B 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法
- 資料C 諸外国の支出報告の対象

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成23年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日は、谷口委員がインフルエンザにかかったおそれがあるということで欠席されております。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【田谷事務局長】 1月10日付で着任いたしました支出情報開示室長の門前浩司でございます。

【門前支出情報開示室長】 皆さん、こんにちは。1月10日付で羽生室長の後任として支出情報開示室長に就任させていただきました門前浩司と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 次に、平成23年度第4回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成23年度第5回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（都道府県選挙管理委員会分）について」の説明を参事官にお願いします。

【岡本参事官】 それでは御説明させていただきます。

資料1の内容に関しましては、全て委員限り資料Aに記載されておりますので、資料Aで御説明させていただきたいと思っております。平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書（都道府県選挙管理委員会分）についての結果の御報告でございます。

まず1番、政治資金監査の結果、一番上の箱ですが、「(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの」が、団体数2,200、94.7%という割合にな

っております。その下、括弧書きですが、前回は91.1%でございますので、相当改善してきたことが見てとれるかと思えます。

下の段ですが、「(2) 会計帳簿に記載不備があったもの」は23となっております。前回は55です。「(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」が99でして、前回は169です。(2)、(3) 合わせましてほぼ半減という状況が見てとれようかと思えます。

ちなみに中段ですが、こちらは昨年12月の委員会に報告させていただきました総務大臣所管分の結果でございます。「(1) すべて確認できたもの」の割合が95.6でございます。今回、都道府県選管分のほうがやや数値としては低くなっておりますが、おおむね同様の改善傾向にあるのではないかと考えております。

続きまして、2ページを御覧下さい。2ページからは都道府県選管のアンケートの結果をまとめたものです。単位につきましては、選挙管理委員会の数ということで御了承いただければと思えます。

まず、「Q1. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項」です。「不備等の指摘があった」となっておりますのが、一番右ですけれども、44ですので、何らかの指摘はあったということで、「支出の金額」についてが24、「支出の項目」につきまして21と、表のとおりとなっております。

下の箱ですが、その中で、あったとする団体は、一番右の欄ですけれども、平成21年分に比べまして「相当減っている」ところが3、「若干減っている」が13、「ほとんど変わらない」が26という状況ですので、やや減っているか変わらないという状況に、総合的に見てなっていると考えております。

3ページを御覧ください。「Q2. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等の指摘」です。こちら「あった」というところが43ですので、その中の内訳が下のとおり、領収書等の写しの添付漏れですとか、領収書等を徴し難かった支出の明細書の添付漏れ等々がございます。

さらに下にいただいて、「政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった団体があった」が7選管ありましたが、こちらは昨年の数は19選管でしたので、それに比べますと大幅に減っていると言えようかと思えますし、その下では、平成21年分と比べて、この7つのうち2つの選管では「提出義務を知らなかった」団体が相当減ったということで、おおむね改善傾向にあらうと考えております。

4 ページを御覧下さい。Q 3 です。平成 22 年 9 月の政治資金監査マニュアルの改定によりまして、右のほうですが、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出につきまして、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とあわせて確認できることになっております。また、当該請求書等についても写しを都道府県選挙管理委員会に提出することも可能となっているわけですが、このことによる都道府県選管の事務負担、また当該取扱いが収支の公開の向上に役立つかという 2 点について聞いたものです。これに関しまして、回答として「事務負担はさほど変わらない」という団体が 41、そのうち「収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思ふ」が 34 ございました。

下の段で、事務負担が増えたという団体が 6 団体ございます。こちらは例えば東京都等ですが、その下ですが、事務負担はやや増えておりますが、「収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思ふ」という団体も 4 団体ある。この中にも東京都は入っておりますが、そのような状況になっているということです。次回、3 月の委員会では、領収書等の必要記載事項を御議論いただく予定ですので、その際の参考資料の 1 つになろうかと考えております。

5 ページを御覧ください。こちらからが 3 番、政治資金監査報告書の記載内容についてです。

「Q 5. 政治資金監査報告書の基本的な記載内容についての不備等の指摘」です。こちらは「不備等の指摘があった」が 28 ございます。その中で最も多いのが、下に 3 つについて、「登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった」が 18 で、最も多くなっております。ただ、これに関しましても、下の箱にあるように、平成 21 年分に比べて 18 選管の中で 11 選管が、相当減ったと感じられたということですので、そのような傾向が見てとれようかと思います。

6 ページを御覧下さい。「政治資金監査報告書の「監査の概要」の中で不備等を指摘する事項があったか」です。「あった」という団体が 21 ですが、そのうち上から 2 つ目の解散分の収支報告書におきまして、「法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書」と記載されていなかったのが 16 で、最も多くなっております。おそらく条文間違い、12 条と書かれていたのだろうと考えられます。そのほか、そこに記載のような数字の結果となっております。

7 ページの Q 7、政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされる場合です。政治資金監査マニュアルで 2 例は明記されていますが、2 例以外の理由が記載されていたものがあったかということです。これに関して、「あった」という団体が 20 です。

主な記載例として、「国会議員関係政治団体が解散し、事務所が閉鎖しているため」等、理由として納得できるものもあるわけですが、下の段では、「経費の削減のため」とだけ書かれてあったり、「収支報告書の作成委託先である業者のオフィスに会計帳簿が保管されているため」等々、説明として不十分なところもあります。いずれにしても、こちらに関しては、2例以外の理由を記載する場合には、政治資金適正化委員会に照会していただくのがルールでございますので、この点の周知が必要と考えます。

Q 8です。こちらは会計帳簿記載例になりますけれども、「会計帳簿に記載不備があった事項につきまして具体的に明記していない事例」があったということで、括弧書きは件数ですが、5件あったということです。

Q 9ですが、こちらは「領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表を添付していない政治資金監査報告書」があったかに関してですが、こちらも「あった」というのが、括弧書きは件数になりますけれども、5件です。これに関しては、かなり大きなミスと思われるので、後ほど御説明いたしますようにしっかり周知していく必要があると考えております。

8ページです。「Q 10. 記載例(3)で、政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、(別記)に次の3例以外の事項が記載されていたものがあったか」ということです。これに関して、「あった」という例が幾つかございます。そのうち、例えば一番上のポツ、「徴難明細書がついている」ということですが、こちらは明らかな誤りと思われます。こういう事例に関しては、いろいろと研修等で正確に記載していただくことを周知する必要があるかと思えます。

同様にQ 11です。「政治資金監査マニュアルに例示されている「領収書等を徴し難い事情」以外の事情が記載されていたもの」です。ここも主な記載例として、そこに記載されているような例がございますが、例えば下から2つ目の「領収書の紛失」等については、こちらは亡失ということで、亡失等一覧表で記載されることですので、徴難事情としては誤った取扱いと考えられますので、こちらの事例につきましても研修会等でいかしていく必要があるかと思えます。

9ページです。「Q 12. 選挙管理委員会の立場からの御意見」です。こちらに関しては、あるという団体が19団体です。主な意見としては、突合の徹底ですとか、2つ目のポツ、小計や表間の整合性の確認、支出目的書等の添付漏れの是正、最後にありますけれども、不備の多い監査報告書を作成する監査人が行う監査への対応などがあったところです。

10ページを御覧ください。こちらは今回の調査が初めてになりますけれども、4番、「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」です。こちらに関しては、対応の考え方を適正化委員会で示していただいておりますので、そこに関して、実際、どのように運用されているのかを調べたものです。

Q13ですけれども、「収支報告書の支出の内容を訂正する際の対応」です。これに関しましては、訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当であるとなっているわけですけれども、2つ目の黒丸、「登録政治資金監査人の確認を受けて収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体」の選挙管理委員会の数が9です。金額とか年月日の関係です。下の段ですけれども、「登録政治資金監査人の確認を受けずに訂正した政治団体」が20あったということです。

11ページ、Q14ですが、1行目の右側になりますが、「支出の内容を証する書面に変更を生じた場合の対応」です。ここに関しては、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えないとなっているわけですが、確認を受けて支出内容を証する書面を変更した政治団体があった選挙管理委員会が1つ、そうでない政治団体があったものが6つという状況になっております。

Q15ですが、こちらは「政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、「訂正後の政治資金監査報告書」を提出した政治団体があったか」ですけれども、「あった」という選挙管理委員会の数が2団体という状況です。こちらの数については、毎年定例的に調査して動向を見ていきたいと考えております。

12ページです。5番、「少額領収書等の写しの開示制度について」でございます。こちらの件数等については、昨年12月、支出情報開示室長より御報告をさせていただいたところですので、そのほか、不開示決定をした件数等を調べておりますが、Q16にあるように、不開示決定をした例はございません。

Q17ですが、「政治資金適正化委員会で具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事項はあるか」という問いに、「今のところない」という団体が全てです。

訴訟については起こされていないという状況でございます。

6番、その他、「政治資金適正化委員会に対する意見、要望等」です。「登録政治資金監査人に対する研修を充実してほしい」というのが25、「Q&Aを充実してほしい」というのが32ございます。こちらに関しては、研修の充実ということでフォローアップ研修会

等を行っているわけですが、3月に、また委員会に具体的な開催案を御相談いたしたいと思えますけれども、このような要望を受けまして、回数増加を行っていききたいと事務局としては考えております。また、上から4つ目の、「選挙管理委員会への定期的なメールの発出等連絡を密にしてほしい」というのもございますので、こちらに関しましても、選挙部とも連携しながら、各選管とも連絡を密にしていきたいと考えているところです。

13ページです。今までの政治資金監査報告書の記載不備等の是正に関する今後の対応方針（案）でございます。

今まで御説明したところと重なるところがありますが、まず1番目、収支報告書についてですが、不備等につきまして、全体的には減少傾向にございますが、依然として多くの選管から不備があった旨指摘があるのも事実ですので、前回、総務大臣分の所管のときにも御説明いたしましたけれども、政治資金監査チェックリストの活用や、フォローアップ説明会の継続的な実施、関係士業団体との連携等を通じまして、周知徹底を行ってまいりたいと思っております。

2番、収支報告書とあわせて提出する書類につきましても、依然として多くの選管から不備等の指摘があるのも事実です。改善傾向にあるところもございますけれども、そういう状況もあります。また領収書等の写しの編さんがずさんで、各支出との対応関係がわかりにくいものがあったという指摘もございます。

対応方針といたしまして、収支報告書及び関係書類の提出は会計責任者の責任において行われるものですが、しかしながら、政治資金監査におきまして、確認した書類が提出されなかったり、書類間での整合性がとれていませんと、政治資金監査の信頼性に疑問を持たれる可能性もございますので、以下のような事項を登録政治資金監査人の方に対して周知したいと考えております。

1つ目のポツですが、現物及び全数調査を適確に実施し、収支報告書と突合する書類が存在しない場合には、政治資金監査報告書においてその旨を指摘すること、領収書等の適切な整理・保存について会計責任者に対して助言すること、提出漏れが発生しないように会計責任者に対して助言することでございます。

14ページをお開きください。3番、政治資金監査報告書の記載についてです。あて名、監査人名等の記載ですが、先ほど申し上げましたように、不備等の指摘は減少傾向にはありますが、依然として国会議員関係政治団体の正式名称の記載誤りや、自署かつ押印の不備等の、比較的軽微な不備についての指摘は多いということで、同様に周知徹底を図って

まいりたいと思います。

(2) 監査の結果等の記載ですが、政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容に齟齬があった旨の指摘もございます。こちらは前回もご報告させていただいたものです。

また、少数ですが、先ほど申し上げましたように会計帳簿の記載不備を具体的に特定していないですとか、領収書等亡失等一覧表が添付されていないもの等々がございます。また、総務大臣分につきましても、業務制限に関する記載をしていないもの、任意の記載がされているもの等々があります。

このため、正確な記載について周知徹底を図っていく必要がございますが、15ページのように、具体的には記載不備の具体的事例の紹介を通じて是正の促進をしてまいりたいと思います。また、2つ目ですが、政治資金監査報告書は記載例に従って記載するということすし、特に記載する必要があると判断した事項は政治資金適正化委員会に照会することになっていきますので、周知徹底を図る必要があろうと思っております。

一方で、前回御説明したとおり、括弧書きのところになりますが、特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」というところに関しては、なかなか理解しがたいと申しますか、間違いが多いところでもあり、次期政治資金監査マニュアルの改定時に併せまして、政治資金監査マニュアルで提示している記載例を見直してはどうかと考えておるところでございます。

15ページ、下のほうです。(3) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載です。政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、理由を具体的に記載し、実施場所を特定することになっているわけですが、今回具体例を見る限りにおいては、理由が不十分と思われるもの、また実施場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが見受けられました。

そこで、16ページですけれども、政治資金監査マニュアルにおきましては、政治資金監査の実施場所を特定することとなっているわけですが、既に16ページ中段にございますように、23年のフォローアップ説明会におきましては、住所の併記も求めていたところでした。

このため、対応方針ですが、フォローアップ説明会等の継続的な実施等々によりまして周知徹底を図るとともに、「さらに」以下の段ですけれども、政治資金監査マニュアルへの

反映も念頭に置きつつ、当面の対応として、今回委員会でお諮りさせていただき、主たる事務所以外の場所で実施した場合の理由及び実施場所の記載方法に関するQ&Aを追加いたしまして、広く周知してはいかがかと考えております。

また、17ページでございますが、次期政治資金監査マニュアルの改定時にあわせまして、下記事項をマニュアルに反映してはどうかということで、1つ目が解散による場合です。2つ目の場所が、具体の場所と住所の併記ということ、3つ目のポツが、主たる事務所以外で実施した場合の政治資金監査報告書の記載例を提示——記載例と申しますのは16ページのフォローアップ説明会で提示した記載例ですが、そのようなことをマニュアルに反映してはどうかということでございます。

(4) 領収書等を徴し難い事情でございますけれども、徴難明細書に書かれているものですが、中には明らかに徴難事情に該当しないものがあつたので、対応方針にございますように、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底を図る必要があろうかと考えております。

また、最後にマニュアルの改定期期につきましてですが、前回の22年9月改定前には、登録政治資金監査人の方のアンケート等も踏まえまして、パブリックコメントを行うなど、一連の手続が必要ということもございまして、また今後深掘りの議論をして委員会で御審議いただく中で、マニュアル改定に関する事項が出てくる可能性もありますので、それらの状況を見きわめる中でマニュアル改定の時期を考えていくべきではないかと事務局としては考えております。

こちらの資料に関しましては説明を終わります。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

牧之内委員、何かございますか。

【牧之内委員】 主たる事務所のところは、記載方法に関するQ&Aを追加するというのは、これは後で説明があるんですか。

【岡本参事官】 資料3でございますので、そのときに御説明させていただきたいと思っております。

【牧之内委員】 10ページですけれども、登録政治資金監査人の確認を受けないで支出の内容の訂正をした団体が結構あるんですけれども、まあこの程度ならというものと、特にちょっと問題だということについて見解がありましたら。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【岡本参事官】 こちらの内容につきましては、基本的には選管に提出いただいたものを、主なものでは具体的な例としてそのものを載せているわけですが、先ほど申し上げましたように、登録政治資金監査人の方の確認を自主的に受けることが適当であるということが委員会の見解ですので、可能な限り確認を受けていただきたいというのが基本スタンスと考えております。

一方で、その見解を出していただいて、まだ必ずしも、時間が経っていないという点もございますので、フォローアップ研修会でも、ここのところはすぐ時間も割いて説明はしておりますが、さらに周知していくことによって、確認を受けて出されていただく政治団体の数が増えることを期待したいと考えております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

じゃあ、本議題について御了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 もし修正があれば委員長に一任していただきたいと思います。

次に、第2の議題の「金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について」の説明を参事官をお願いします。

【岡本参事官】 それでは、こちら資料2はございますが、具体的な内容は委員会限り資料Bと、後ほど別紙も御説明いたしますが、この2つに記載されておりますので、こちらで御説明させていただきます。

まず、資料Bの御説明からです。金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法です。

政治資金規正法上、収入又は支出は金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受または供与とされておりまして、その趣旨として、金銭を伴わない収支についても政治団体の収支については全てこれを公表し、国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることとして、例えば事務所等の無償の提供を受けた場合に、これを時価で見積もった額を寄附による収入として計上するとともに、便宜的に同額を支出に計上し、また労務等の無償提供を行った場合には、これを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上するとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされているものです。

これに関しまして、昨年3月、適正化委員会で取りまとめていただいた取りまとめですが、この四角の枠囲いは、そのままの文章でございますけれども、下のほうの検討の方向性を見ていただきますと、政治団体の収支の全てを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。

一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、また理解が得られにくいこともあり、収支の状況をよりの確にあらわす観点から、今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当であるということがございましたので、今回具体的に様式をつくって、検討してみたものでございます。

2ページです。やや繰り返しのところがございますので、中段から御説明させていただきますと、例えば政治団体が時価X円相当の労務の無償提供を受けた場合、収入としては下記のように記載されることになっております。しかし、この記載のみでございますと、収支報告書は現金主義をとっているにもかかわらず、金銭の流れがない労務の無償提供について時価相当額の収入が政治団体に入った形となりますので、収支がバランスしなくなるため繰越金の額に齟齬も生じてきます。そこで下記のような便宜的な支出を計上し、収支をバランスさせる必要性が生じるということで、下のように支出のところに支出の目的、金銭以外のものによる寄附相当分を立てることになるということです。

3ページ、こちらは政治団体が時価X円相当の物品を寄附した場合、支出の場合から議論しているもので、基本的には逆になっているだけです。説明を省略させていただきます。これに関しましては、先ほど申し上げましたように寄附の量的制限等、政治資金規正法の根幹にかかわるさまざまな論点・課題がございますけれども、いずれにしても具体的に、下にある6つの事例について検討してみたものです。

そこで、資料が変わって恐縮ですが、資料B別紙を御覧下さい。

資料B別紙、具体的検討1でございます。政治団体が16万円相当の労務を12月20日にAから受けた場合の記載です。こちらは今の記載ですが、16万円寄附という内訳が、寄附者氏名Aで上がってまいります。その収支のバランスから支出目的にも16万円分、金銭以外のものによる寄附相当分を立てることになっております。

検討案としておりますのは、金銭を伴わない収入という欄をつくり、支出した者の氏名、

金額、一番右側が備考で労務の無償提供による寄附としているものでして、わかりやすいなどのメリットがございます。

しかしながら論点・課題もいろいろと出てまいります。1 ページ目、一番下でございます。様式検討案の記載事項が適切かということですが、具体的には2 ページ以降で述べておりますので、2 ページをおめぐりいただきますと、一番上です。

まず1 つ目です。金銭を伴わない収入に計上された収入を、様式その2、これは収支の総括表ですけれども、こちらの収入総額に計上するのかという論点。2 つ目ですが、仮に収入総額に計上しないとしますと、寄附の総額の把握が難しくなるため、様式その2 の検討も必要になってくるのではないかということ。3 つ目のポツですけれども、金銭を伴わない収入を収入総額に計上いたしますと、繰越金の額に齟齬が生じてきますので、それをどのように考えるのかということ。

次のポツですが、案のとおりといたしますと、寄附の量的制限が遵守されていることを確認するために、寄附の内訳、今はそれだけを見ればいいんですけれども、それと金銭を伴わない収入の2 つの様式を確認する必要があることをどう考えるのか。また、先ほどの記載例ですと、備考欄に寄附と書いているんですけれども、備考欄は備考でございますので、そうではなくて区分を設ける必要性もあるのかかもしれませんが、現行の様式では寄附につきまして、寄附者が個人、法人その他の団体、政治団体のいずれであるかによって別葉とすることとされていることをどのように考えていくのかという論点・課題があるかと考えております。

3 ページです。具体的検討2 ですが、政治団体Aが10万円相当のソファを12月20日に政治団体Bに寄附した場合の記載でして、政治団体Aから見ますと、さきに寄附という形の支出は出ているという例です。この場合、政治団体Aの立場から見ますので、支出、寄附10万円があって、その他の収入で10万円相当の金銭以外のものによる寄附相当分をあげるということです。

検討案といたしましては、金銭を伴わない支出となっているものです。こちらも同様にわかりやすいというメリットはございますが、4 ページ、論点・課題につきましては、先ほどとほぼ同様の論点がございます。2 つ目のポツでございますけれども、こちらは当然、収入と支出が逆さまになっておりますので、例えば金銭を伴わない支出に計上された支出を支出総額に計上するかということになります。ほぼ同様の論点が出てまいりますということです。

5 ページです。具体的検討3ということで、政治団体が10月5日にE d yカードに5万円をチャージし、12月20日にE d yカードで4万円のパソコンをBから購入した場合です。従来の記載によりますと、電子マネーのチャージ5万円を書きまして、支出を受けた者の氏名、E d yカードを発行している会社、ビットワレット株式会社になろうかと思いますが、そういう支出を立てる。4万円のパソコンを買った場合には「パソコン」と書きまして、備考欄は電子マネーによる購入である旨を記載することが望ましいとされているので、4万円、電子マネーによる購入と書く。そしてその他の収入のところでは4万円をあげるということです。

なお、米印にございますように、その他の収入は10万円以上の支出について報告することになってはいますが、一応こちらは便宜的に記載しているものでございます。

そこで、6ページを御覧いただければと思います。検討案といたしまして、5万円の電子マネーのチャージのところは一緒ですけれども、その下、金銭を伴わない支出ということで、支出の目的、パソコンで4万円支出するという欄です。こちらも同様にわかりやすい等のメリットはあるわけですが、6ページ下、論点・課題があります。様式検討案の記載事項が適当であるか。例えば前払式証票等で購入した場合に備考欄への記載が必要かという問題。また2つ目のポツでございますけれども、こちらも同様に、金銭を伴わない支出に計上された支出を支出総額に計上するのか。7ページ上でございますけれども、様式その13というのが支出の総括表なんですけれども、そちらに計上するかどうかという論点がございます。

具体的検討4は、政治団体が10月5日にS u i c aに2万円をチャージしまして、12月20日に1万5,000円分、乗車のために使用した場合の記載でございます。こちらに関して、従来の記載はS u i c aチャージ2万円を書きまして、乗車券を電子マネーで購入したときの支出、これに関して1万5,000円分、その他の収入のところを立てることになっているわけですが、この場合には、S u i c aチャージには簡易な記載を政治資金適正化委員会で御議論いただきまして、認めていただいているところです。一番下ですが、S u i c aチャージ2万円、10月5日、J R東日本ということで、これのみでよいという取り扱いが可能になっているところです。

8ページ、検討案1ですけれども、S u i c aチャージ2万円に加えまして、金銭を伴わない支出欄を1万5,000円、乗車券ということでつくるものでございます。検討案2に関しましては、先ほどの前ページの簡易な記載を、基本的にそのままということです。

8ページはそちらの説明ですので、9ページで御説明させていただきます。メリットに関しましては先ほどと同様、わかりやすいということがあるわけですが、論点・課題のところを見ていただきますと、特に2つ目のポツから、従来の記載が、便宜上の収入の計上を要するため、煩雑で会計責任者の理解を得られにくい等の理由から簡易な記載を認めておりますが、収支報告書の様式が仮に変更されまして、検討案1が認められた場合にも、なお簡易な記載の考え方を継承した検討案2が認められるのかということ。

次ですけれども、検討案2が認められないことになると、現在の簡易な記載よりも複雑な記載を会計責任者に求めることになることをどう考えるべきか。次のポツですが、検討案2を認めることになると、金銭を伴わない支出の様式が存在する。作るにもかかわらず、金銭を伴わない支出である電子マネーを利用した時点での支出を計上しないこととなりますが、例外的取扱いとして適切なのだろうかということ。あと、支出総額に計上するか等々の議論は先ほど申し上げたとおりです。

10ページです。具体的検討5として、クレジットカードの件です。適正化委員会でも最も御議論いただいた事項の1つなわけですが、今回の例は政治団体が10月5日に、クレジットカードで15万円のポスターと17万円のCDをAから購入しまして、12月20日にカード会社Bに32万円を支払った場合の記載です。

これに関して、10月5日にポスター、CDを買ったことを政治活動費、支出に計上いたしますが、この時点ではまだ現金が動いていないということで、15万円と17万円を、中段でございますけれども、その他の収入として32万円分立しているということです。そして、下で、クレジットカード代金の払いが12月20日にあるという想定なので、そこで32万円分払ったことを記載することが原則です。

これに関しましては11ページにあるように、簡易な記載を委員会でも御議論し、お認めいただきまして、また政治資金課でも周知していただいております、簡易な記載が認められているわけでございます。15万円のポスター、17万円のCDを10月5日に買ったことは書かれており、この備考欄ですが、ここにクレジットカード支払いである旨、口座振替時点の情報を記載することが望ましいということが収支報告書の手引きに書かれていますので、この備考に書かれるということで、これでよいことになっているわけです。

そこで検討案1ですが、金銭を伴わない支出ということでポスター、CDを10月5日に買ったというのを書く、クレジットカード代金の支払いも書くということでして、12ページになりますが、検討案2と申しますのは、金銭を伴わない支出と言っておりますけ

れども、基本的には簡易な記載と同様の記載です。

12ページ中段からは今までの説明になっておりますので、13ページを御覧下さい。12ページのメリットは繰り返しになりますので省略いたします。13ページですが、ここはデメリットと書かせていただいていますけれども、金銭を伴わない支出に計上された支出を仮に様式その2の支出総額に計上しないことになりますと、簡易な記載の考え方に沿った検討案2の場合には、金銭を伴う実際の支出、32万円分が報告されないこととなります。支出が報告されなくなりますので、支出総額が過小な計上になるという論点も、これに関してはございます。

また、論点・課題は先ほどと同様な展開になりまして、従来では簡易な記載を認めているんですけども、検討案1が認められた場合にも検討案2を認めるのか。検討案2で非常に簡易な記載になっているものですから、検討案2が認められないとなりますと、今の簡易な記載よりも複雑な記載となることをどう考えるか等々の論点がございます。

下のほうは支出総額の考え方を表にして整理させていただいているものです。

14ページですが、具体的検討6です。政治団体がETCカードで12万円分、A高速道路を利用して、12月20日にカード会社Bに12万円を支払った場合の記載です。

カードはカードなのですが、ETCカードに関しましては簡易な記載がまた違う取扱いとなっております。従来の記載は10月5日ですが、10月5日に高速道路利用費を書きまして、まだ現金が動いていないので、12万円分、その他の収入に10月5日に建てる、12万円を12月20日に支払うということですが、15ページにございますように、簡易な記載では、この場合、ETCカード代金支払い12万円は利用目的が限定されているので、支出の時点でよいことから、12月20日にこれのみを記載するとなっております、クレジットカードの場合と記載時点が異なる取扱いとなっております。

これに関しまして、金銭を伴わない支出を建てるのが検討案1でございます。検討案2は簡易な記載と同様になります。

これに関しましても、16ページの論点・課題のところですけども、検討案1が認められた場合にも、なお簡易な記載の考え方をした検討案2が認められるのか等々、先ほど御説明したものと同様の課題が生じてくるものと考えております。

ここで資料Bの4ページへお戻りいただければと思います。6つの具体例を説明させていただきましたけれども、検討の方向性ということですが、金銭を伴わない支出の様式で、わかりやすいというメリットはもちろんありますが、繰り返し述べましたように、クレジ

ットカード等々の利用に関しましては簡易な記載が認められておりますので、この考え方を踏襲するか、それぞれについて判断していく必要がある等の論点がございます。

また、仮に様式変更があったとした場合、収入総額、支出総額に計上するかどうか、労務の無償提供等が寄附の量的制限に抵触していないかどうかの確認が煩雑にならないだろうか、会計帳簿の記載をどのようにするか等、重要論点の検討におきまして、国民にとってわかりやすいか、収支報告書作成が簡便であるかなどの、比較衡量が必要となっておりまいますので、これらの課題をクリアしないと改正は難しい点もあるのではないかと考えております。

一方、政党助成法の支出項目の区分も基本的には同じようになっておりますので、それらの関連に注意する必要があるとも思いますし、収支報告書の様式につきましては、少なくとも省令改正が必要ですが、昭和50年の大幅な様式改正で現行の収支報告書の様式の原型ができてから、それ以降大幅な改正が行われていない状況にございます。また、収支報告書の様式については、国会議員関係政治団体だけではなくて、全ての政治団体に関することでもあり、影響は大変大きいということもございますので、慎重な検討が必要ではないかとも考えます。

なお、支出項目の区分の分類や企業会計の議論も踏まえる必要があるのではないかとと思いますが、これにつきましては、事務局でまた資料を用意いたしまして、3月の平成23年度第7回適正化委員会で御議論を賜ればと考えております。

なお、資料Cにつきましては諸外国の支出報告の対象ですが、過去提出させていただいた資料を参考までに提出させていただいたものですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ、御発言いただきたいと思ひます。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 これは先ほど、正式な議論は次回以降にという御発言でしたか。

【岡本参事官】 というよりも、もちろん今回御議論いただきまして、ただ、関連する話として、企業会計の議論という話もござひますが、企業会計等々の資料につきましては3月の委員会でお出しするということです。

【牧之内委員】 それじゃ、すみません。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 いろいろケースを分けて整理をしていただきましたので、問題点なりがよく理解できたと思っておりますが、私はまだ細部を詰めて、結論めいてお話しできる状況にあるわけじゃないんですけれども、この問題を考える場合は大きく2つに分ける必要があるだろうと。

1つは、労務の提供とか物品の提供を受けたという、実際に金銭を伴わない収入がある場合。これについては、金額換算をして収支報告書なりにちゃんと載せて、その総額が幾らであるのか、誰からの提供であったのかがはっきりしないと、規正法の寄附の規制自身が壊れてしまいますので、そこのところは、もし金銭を伴わない収入をこの方向で検討するとすれば、金銭を伴うものと金銭を伴わないものを完全に分離した上で、更にその総額を記載する。いわば金銭を伴うものが小計になって、金銭を伴わないものを合わせたものが合計に出てくる、それで全体を評価していく形になるんじゃないか。

そうすると、それは収入の話であって、この委員会の支出とは関係ないじゃないかという議論があるかもしれませんが、今の取り扱いは、金銭を伴わない収入を計上すれば、その見返りとして、それに相当するものを支出に計上するという見せかけの支出を書いているわけですので、支出と絡む話で、そういうふうに思います。

それからもう一つの、5ページの具体的検討3から6、いわゆるプリペイドのいろいろな支払い方法が出てきたがゆえに、金銭を支出する時期と物品を購入する時期が違ってくるものの扱いの話ですが、具体的検討4から6につきましては、既に簡易な記載を認めていることとなりますので、これをあえて、金銭を伴わない云々ということで統一的に物を考えて、新たな仕組みを作っていくことは労多くして益なしではないかというのが私の感覚です。ただし、物事の考え方を整理するためにはそういう理論構成をする必要はあるかもしれませんが、感覚としては今の簡易な記載を変える必要はないと思います。

そうした場合に、具体的検討3の前払い式の電子マネーの取扱いだけがあと課題として残るということですので、これをどう扱うかは、従来のおりでいいのか、それとも何か簡易な記載が考え得るのかは、今考え方を持ち合わせておりませんが、大体基本的には以上のように考えるべきではないかということでございます。

以上です。

【上田委員長】 ありがとうございます。小見山委員、いかがですか。

【小見山委員】 今回提示していただきました6つの例でございますが、これは今、牧之内委員がおっしゃったように、2つに分けられまして、1と2は全くお金が動かない取

引ですね。それから、3番目以降6までの4つの取引は、時間的なずれはあってもお金の動きがある取引ですので、これはやっぱり区別して議論すべきだろうと。

それから具体的検討1は、労務を例にとられておりますが、これは評価の問題が1つ出てくると同時に、どこまでが労務だと言うか範囲を特定する必要があります。例えば、誰かが政治資金団体のいろんなことを手伝ってくださった。これは正に労務なのですが、お部屋を掃除してくれたという人が仮にいたときに、これも評価に入るのかどうか、目に見えないものの役務の提供を受けるときは、評価も大変ですが、範囲の決定も非常に難しくなってくるだろうと思います。

それからケース2の場合には、この場合ソファを寄附するケースでございますので、そのときに例えば中古になっていたときの評価の問題が出てきます。

それから逆に、それは所有権が移転したのだからこそ寄附という問題になってくるわけです。後で返してもらおうとなると、貸与しているだけになってくるのですが、貸与しているときは、役務の提供ではないのですけれども、借りたほうが経済的な利益を得ているわけです。供与しているわけですので、その評価をどうするかということになってきますと、非常にこれは煩雑な手間になってくることは確かです。ですから、それを会計理論としてずっと突き詰めていくことは正しいかもしれませんが、今この辺も御配慮いただいた中で、検討項目の中に含めるべきなのかどうかもお考えいただければと思います。この分野に入ってまいりますと非常に奥が深いと私は理解しております。

それから、3番目以降の現金や預金を伴うものに関しましては、今、牧之内委員がお話しされたように、これに関してもとりあえずは簡易的なものを我々は考えておりますので、それを前提に物事を考えていかれることがまず大切なのではないのでしょうか。それと同時に、金額的な重要性もありますので、例えば電子マネーのE d yカードがどこまで、今2万円なんですか？ちょっと何万円だかわかりませんが……。

【岡本参事官】 上限額で今、記載例を出させていただきました。

【小見山委員】 そういうことも考えて、ある程度検討していくべきであって、上限額が無制限になってきたとなるといろいろあるかもしれませんが、そのように私は理解しております。

【上田委員長】 恐縮ですが、日出委員、何か御意見はございますか。

【日出委員】 ほとんどお二方の御意見のとおりだと思います。ただ、私とすれば、確かに1番とか2番は今言ったとおり、評価の問題は当然出てくる。それについては、3月

以降に、企業会計で複式簿記の問題等と絡ませて考えていくべきではないかなと思います。今の規正法の中での処理の仕方を考えるのは当然必要なんだろうと思いますが、実務家とすれば、複式簿記の考え方を取入れる1つの大きなきっかけになるのかなということ、登録政治資金監査人になっている税理士からも、一番多く質問とか要望が多いのはこの部分なんです。支出分と実際の資金の流れがダブると言ったら変ですけども、支出総額が二重に計上される結果になるので、果たしてそれでいいんだろうかという疑問を呈されているので、今までの委員会の方向性はそのとおりだと思いますけれども、出来れば次の委員会のところで、複式簿記の導入と絡ませた議論をさせていただきたいと思っております。

【上田委員長】 事務局、今日の段階ではこの程度でいかがですか。牧之内委員、小見山委員、日出委員がおっしゃったことで、大体こういう方向で。

【岡本参事官】 はい。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【岡本参事官】 まず議論として、今回のケース1、2と3から6は、検討する中身として大きく異なるというのは、委員の御指摘のとおりだと考えております。

また、簡易な記載についてもせっかく認めていただいているものがあるわけですから、それについて、その考え方をいかすことも、もちろん議論の方向性としてあろうかと思えます。一方で、1、2に関しまして、実際、繰越金の額についてどう考えていくか等々の論点もあろうかと思えますが、いずれにしても、個々のケースに応じた検討が必要なのではないかと考えておりますので、引き続き御議論を賜ればと考えております。

【上田委員長】 事務局長、お願いします。

【田谷事務局長】 先ほど小見山委員がおっしゃいました労務とかソファの評価の問題、ソファが新品か中古かでどうか、譲渡されるのではなく貸与された場合はどうかといった真について内部で議論しておりましたときに、次のような話になりましたものから、先生方の御意見なりお知恵を拝借したいと思っております。例えば労務の場合は人間を借りて、その人間を使って具体的に事務所の仕事をさせる。その仕事をさせるのに、普通別の人を雇うと幾らかかるだろうか。ソファの場合でも新品あるいは中古のソファを買うとしたら幾らかかるか。貸与の場合はリース会社で借りた場合幾らかかるかにより金額を評価するのであろう。

そうすると、例えば労務の無償提供を受けるということは、金銭に換算されたお金を持って人を雇うことと同じことであり、あるいはソファを無償で譲り受けることは金銭に

換算されたお金でもってソファを買うことと同じことと考えられるのではないか。これまで、労務の無償提供を受ける、あるいはソファの無償貸与を受けるときに、収入に寄附として計上するのはわかりやすいが、支出に計上することは便宜的でわかりにくいと言われてきたが、むしろ積極的に無償で受けた労務とかソファを使って実際活動しているわけですから、その政治団体の活動の量を換算された金銭の多寡でもって示しているものだと考えれば、これは便宜的な記載ではなくて、むしろ的確にその政治団体の活動量を国民にお示するという意味があるといえるのではないか。事務局内では議論がまとまらなかったのですが、こうした考え方についてどう考えればいいのか、先生方のお知恵を借りられないかと考えております。

【上田委員長】 小見山先生。

【小見山委員】 小見山でございます。今お話しになったところにはポイントが2つありまして、そこをクリアにしないといけないのですが、1つは、事務局長がおっしゃった評価の問題がございます。評価の問題は今おっしゃったとおりでございます。そのような形で第三者の取引として、そういうものを自分がもし買った場合には大体このぐらいだろうという形で評価したり、こういうものを、誰かアルバイトを雇ったりお願いして働いてもらったらこのぐらいになるだろうという形で評価する。これはそのとおりでございます。

したがって、それが今、会計の中では公正価値、フェアバリューという言葉を使っておりますけれども、実際にこれが時価に近いフェアバリューであるという形を評価して、それで価値をそのまま数字にあらわして金額に表示する。それはそれでよろしいと思うのですね。もしそういうことができればですけれども。

それからもう一つ、御指摘のありました点で、2点目は、今ソファの問題を出しているんですけども、ソファを誰かに差上げた場合、これは支出という、現金を伴わないで寄附されている形になっておりますので、自分が持っていた財産がなくなるだけの話なんです。それが、どう一生懸命頑張っても収支報告書の支出には出てこないわけなんです。もし頑張るとすれば、収入にいったんあげる形じゃない限り支出に出てこない。というのは、これは貸借対照表という概念があれば、それは資産に計上されているもの、もしくは消耗品と落としてしまって、もう帳簿に載っていないものなんです。

例えば一般の企業でしたら、1つのこういうボールペンが100円とか200円で買ってきたものをあげましたと。これは新品であれば100円という評価ができますが、ただ、

買った段階でもう既に費用に落としてしまっていますので、資産にもなっていない。それを、例えば自分のところはもう要らなくなった、もしくは誰か横にいるから、それをどうぞお使いくださいと差し上げました。これは自分の支出ではないんですね。自分の支出というのはお金を出して買った形になっておりますので、差し上げることは財産の提供なのです。

そうなってくると、収支報告書の支出のところには出てきません。というのは、もともと収支は現金を伴った収入と支出が普通でして、あとは無形のもの、政治資金規正法には無償のものも収支の中に入れましようとなっていてますから、そういう意味でもし無償のものという形になると、このペンなどをどこかでいったん収入にあげないと、同額の支出という概念が出てこない。ですから逆に言うと、私は100円で買ったんですけども、これをまた買った取引をなくして収入にあげる。そしてそれをあげたという、変な取引になります、そういう記帳も考えなくてはいけないかもしれません。

ですから、今のご質問のように、評価に関してはおっしゃるとおりでございますし、支出を記録するとなると工夫が必要になってくるかもしれないと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 政治資金規正法で量的な制限があるのは収入なんですね。そして、その収入については、金銭を伴うものだけではなくて、労務等を含めて財産上の利益を全て挙げて計上しなさいと。これは特定の団体から労務の提供という形で実質的な支援を受けたときに、それが金銭じゃないからということで記載しなければ、おかしい規制になるということだろうと思うんです。だから収入のほうは、私はやはりちゃんとそれを把握して、会計帳簿なり報告書に記載しなきゃいけないと思っているんです。そこは外しちゃいけないと。

じゃあ、それがあったから、今度はそれに見合う、支出じゃないかという発言が事務局長からありましたけれども、もし同じような支出があるんだったら、それは寄附じゃないですよ。寄附というのは支出を伴わない、自分として身が痛まないものをどなたかから財産上の利益としてもらったからこそ寄附なのであって、それと見合いの支出があるんだったらそれは寄附じゃないわけで、もしそういう考え方ならば、いわば借りたものを返すみたいな形になってしまいますよね。Aさんから借りたものをBさんに返すみたいな形になってしまいますから。

今の議論は、やはり収入を計上して、また架空の支出を計上するという理屈があるんじ

やないかというのはちょっと解せないと思います。それはあくまでも収支報告書を、金銭を伴わない収入もちゃんとあげないといけないよとしたものだから、支出もそれを計上しないと全体の収支がどうなっているのかがおかしくなって、繰越金の実態と違ってくるのか、そういう問題から今のような形になっているんだろうと思います。だから、繰越金に影響を及ぼさない形で改正するとすれば、様式を変えて区分をしていけば、幾らだって道はあるでしょうということだと思います。

なぜ私がこれを言うかということ、大体この扱いを政治団体等が理解しているのかどうか。会社からいろいろな社員が来たり、あるいは恒常的にどこかの社員が見習い、研修という名目で来たり、いっぱいあると思いますよね。そういうものを労務の提供として収入に計上し、そして見合いの支出を計上するという収支報告書の取扱いを現実に行っているんですか、そういう指導に従っているのはどれくらいあるんでしょうかということだと思います。例えば抽出でもいいから、100なら100の団体にそういう計上が何件あるかをやってみたらいい。それが徹底しているということであれば、収支報告書がちゃんと実態をあらわしているということですから、特に物申す必要はない。しかしおそらくそういうことになっていないだろう。

ここに幾つかメリットが出ておりましたけれども、わかりやすいとか、実態よりも大きくなるとか、いろいろ問題点が出ておりましたけれども、そういう問題点があるがゆえに私はさっきからちゃんと区分を分けて計上すべきだと言っているのであって、分けて計上することによって、あ、なるほど、現金を伴わない収入も書く欄がちゃんとあるんだなど、そこで意識がまた違ってくるのではないか。今はもう一緒くたですから、無視しようと思えば無視したで済んでしまうことがあるんじゃないかということです。

【上田委員長】 小見山先生、企業会計で現金を伴わない収入ってあるんですか。

【小見山委員】 ありますよ。

【上田委員長】 どういうやつですか。

【小見山委員】 これは非常にいろんなケースがあると思うんですけれども、やはり今のような、無形の利益供与、つまり寄附を考えることももちろんあります。理屈は今おっしゃったような形で考えるんですけれども、教科書に書いてあることと現実とは違っておりまして、現実企業において目に見えない、無償の対価を収入にあげることは評価を含め結構難しいです。結果論は別にして、できるだけそのような取引は避けたいと思っております。

【日出委員】 実務の世界では結構あるんです。一番わかりやすいのは、安く買ったケースですよ。土地と建物が市価より非常に安い場合に、税務署がどう考えるかという、通常の値段で買って、差額の分を払わなかったんだから、その分利益を受けたという、そういうときは時価主義なんです。その時点での時価で算定して、差額は、その会社が寄附を受けたのであれば利益ですよとして、そこには税金がかかってくる仕組みになっていますから。

【上田委員長】 だから受贈益。

【日出委員】 簡単に言うとそうですね。

【上田委員長】 益金加算する。

【日出委員】 やはりこの収支報告書も、さっき牧之内委員が言ったとおり、金銭の流れとしての収支と金銭でないものの収支を完全に分けていかないと、それを全部総額として表示して、繰り越しを計算するという方法をとったら混乱するのではないかと思います。

やっぱり金銭は金銭だけの流れとして、収支報告としてきちっとやるべきだし、金銭の流れていないものはそうでないものとして備忘的な形で、こういった寄附も受けていましたよといった格好で出せばいいのであって、収入としての総額は2つ合わせたものだけでも、あくまでも繰越しは金銭という考え方にしていけばそれほど混乱はしないのかなと思っていました。

あと問題は、クレジットとか、E d yカードとか、電子カードとか、いわば支出の時点と実際の現金の支出の時点がずれるケースをどう調整するかという問題です。何回も言うようですが、複式簿記を導入すれば一挙に解決はできるんですけども、これはそれが前提になっていませんから。そうなるとやはり、どこかで割り切って考えていかざるを得ないだろうと思っています。

1つ逆に質問していいですか。この場合、収入を全部、労務の提供とやりますけれども、例えば選挙運動でのボランティア活動も全部それで計算しなくちゃならないことになるんですか。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【大泉政治資金課長】 選挙運動はちょっと別で、もしも有償で提供されたとしますと、それ自体が買収罪になりますので。

【日出委員】 なりますよね。

【大泉政治資金課長】 はい。ですから、選挙運動は財産性がないといえますか、ボラ

ンティアしかあり得ないという。

【日出委員】　しかし、政治活動としての労務の提供といった場合に、そういった形だけでぽんと出されると、じゃあポスターを貼る人、みんなボランティアでやっていただいたのも一々評価するかどうか。

【大泉政治資金課長】　選挙運動について申しますと、単にポスター張りだけをやるのか、自動車の運転とか、そういうのは労務としてむしろ報酬を払わないといけない分野がございます。ただ、ビラを配ったり、働きかけ活動といいますか、選挙運動の本体を行うものについてお金をもらおうと買収になりますので、非常に実態面では微妙なんですけれども、労務として有償性があるものと、有償性がない働きかけとを分けて考えておりますので、選挙運動の中でも労務というのはあります。

それから、そういう中で労務の無償提供ですが、政治資金規正法だと、基本的には社会通念上それが対価性というか、有償性があるかどうかを基準にしていますので、先ほど牧之内委員からの例としてありましたように、研修とかいうと、果たしてどっちのほうにメリットがあるのか、派遣する側にもメリットがあるんじゃないかという議論は国会でも昔からされておりまして、その中で対価性を、幾らの有償性があるかを考えた上で収支報告書にも書いていただきますし、寄附の制限違反などの算定にもなります。

それからもう一つ、先ほど牧之内委員からありましたけれども、現実としてどう書いてあるのかでございますが、労務のところは、基本的には人件費の部分なので、そもそも明細があまりついていないのでよくわからないのが正直なところですが、事務所の無償提供は、かなりのところで今、現実に収支報告書に書いておりまして、経費でも収入として無償で、寄附で受けてその分支出で落としているのはあります。

ここから先は正確じゃないかもしれませんが、各政党ともその辺は、新聞報道されることもありますので、どういう権利関係で事務所を貸与してあるのかどうか。仮に無償であったときにはどういう扱いをするのかを各政党ごとにかなり、事務所などに徹底しておるようなことが見受けられますので、今の政治資金収支報告書の書き方、支出で落としたり、収入に逆に立てたりすることは、ある意味今の書き方が大分普及啓発されているのではないかというのが、これは感想で申しわけございませんけれども、そういうことがございます。

【上田委員長】　牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】　今の事務所費ですと、無償提供を受けましたよと。そして経費は事務

所の何費に出ているんですかね。借り上げか賃貸か、何かわかりませんが。

【大泉政治資金課長】 その他支出というところですか。その他の支出で落とします。

【牧之内委員】 すると、見た感じ、提供を受けていなくてちゃんと支払っているという形に、逆になっているんじゃないですかね。

【大泉政治資金課長】 「無償提供相当分」と支出の目的欄のほうに書いてありますので、そこはわかるようにはなっておりますけれども。

【牧之内委員】 なるほど。

【上田委員長】 ほかに何か御意見ございますか。

事務所の無償提供以外には、あまり目につくものはないんですか。自動車もあるんですか。

【大泉政治資金課長】 自動車の無償提供も、確かに委員長がおっしゃるとおり、見たことがあります。ただ、政治資金規正法の観点から、企業が提供することになりますと政党以外受けられない。企業献金になってしまうので、そこは禁止されているので、自動車とかはどこかの企業がということなのでしょうから、少ないかもしれません。

【上田委員長】 この議題は、今日はこの程度でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 じゃあ、次に移りますが、今度は第3の議題でしょうかね。「政治資金監査に関するQ&Aについて」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは資料3を御覧ください。趣旨から読ませていただきますが、主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合に、当該実施場所が社会通念上特定されていない政治資金監査報告書が、先ほども御報告申し上げましたように散見されましたので、Q&Aを改定いたしたいというものです。また、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる事例を追加したいというものです。

そこで、下を見ていただきますと、主たる事務所以外の実施場所の記載方法ということで、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行った場合、政治資金監査報告書にどのように記載すればよいのかということです。

Aですが、主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定され、したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で行った理由について、例えば、「効率的な実施のため」という記載の

みではなく、下記の記載例のように、主たる事務所で政治資金監査を実施しなくなった理由を明らかにした上で、実施場所を具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」に記載します。

なお、実施場所については、例えば「何々の事務所」とのみ記載されているなど、実施場所を特定することが難しいと思われる場合は、住所を併記することにより実施場所を具体的に特定する必要がありますということと、記載例につきましては、先ほど御説明しましたとおり、フォローアップ説明会で示している資料そのものがございます。

続きまして2ページです。併せて御説明させていただきますが、改定前のQ&Aは上でございます。

追加のQ&Aでございますが、12番ですが、主たる事務所が閉鎖された場合、政治資金監査の対象となった政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖したような場合には、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するかということですが、政治資金監査を実施する時点においてお尋ねのような状況にあり、主たる事務所であった場所で政治資金監査が実施できない場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するものとして差し支えありませんというものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして御意見、御意見ございましたらどうぞ御発言ください。

これはよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では、御了承いただいたということで先へ進めたいと思います。

次に第4の議題として、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料4、1枚紙でございますけれども、御説明させていただきます。

1番、登録政治資金監査人の登録状況でございますけれども、皆様に御登録いただきまして、一番下ですが、合計が4,057名となっております。

後ろのページを御覧ください。2番、政治資金監査に関する研修の実施状況です。昨年秋口から、大体月に二、三十人ぐらいつつ来て研修を受けられたという状況でして、今年1月、2月になりますと減っているという状況です。23年度の合計は223人でございます、総計、一番下の左ですが、研修を受けていただいた方が3,993名ということで、

4,000名に近づいている状況です。

3番、フォローアップ説明会の実施状況についてです。23年度のフォローアップ説明会は終了いたしました。23年度合計は1,142名となっており、22年度の966名と比べまして200名弱の増加、参加をいただいている状況です。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言ください。

この議題についても御了承いただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局からありましたらお願いします。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定させていただいております。また、本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の先生方の御連絡先に、明日2月8日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整をさせていただきました結果、3月16日金曜日の午前10時半に開催させていただきたいと存じます。詳細はまた御連絡いたしますが、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 本日は終始熱心に御審議いただき、ありがとうございました。以上をもって閉会といたします。